

郵便による転出届について

住民票に関する異動の届出は、直接各市区町村役場の窓口で手続きしていただくのですが、既に新しい住所に異動しているなど、千葉市内の区役所等に来所することが困難な場合は、郵送で転出届を行うことができます。手数料は無料です。

ただし、転入届は郵送では行えませんので、新しい住所地の市区町村役場の窓口で直接届出を行ってください。(転入日より14日以内に転入の届出を行わないと、5万円以下の過料に処せられる場合があります。)

【届け出に必要なもの】

◎「郵送による転出届」

「郵送による転出届」に必要事項を記入し、署名または記名・押印してください。

◎届出人の本人確認ができる書類

個人番号カード(以下マイナンバーカード)、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付されたもの)、資格確認書等、在留カード、特別永住者証明書などのコピー(有効期限が切れた証明書、住所が証明の対象とされていない旅券、マイナンバーの通知カードなどは確認書類とはなりません)。住所が裏面に記載されている場合は裏面もコピーしてください。

◎返信用封筒

「転出証明書」を返送しますので、封筒に返信先住所・氏名を記入し、返信用切手を貼付し同封してください。お急ぎの場合は、速達料金分の切手を追加してください。また、「転出証明書」にはマイナンバーが記載されますので、簡易書留等での返送を希望される方は切手を追加してください。

◎返還するもの

千葉市の国民健康保険に加入していた方は、国民健康保険資格確認書を返還してください。

【国外へ転出する方へ】

マイナンバーカードをお持ちの方は、転出日の前日までに各区役所市民総合窓口課または市民センターにお越しいただき、国外の転出届と併せて国外継続利用申請または返納手続きを行ってください。

すでに国外に転出済の場合は上記の本人確認書類の他にパスポートの顔写真のページ、出国日の確認できるページのコピーを同封してください。

転出証明書は発行されませんので返信用封筒は不要です。

【外国人住民の方へ】

外国人住民の方は、転入先市区町村へ転入届をする際に、転入する方全員の在留カード、特別永住者証明書をご提示ください。

【マイナンバーカードをお持ちの方へ】

転出をする方の中に現在運用中のマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合は、カードを利用した特例転出を行うことができます。この場合、返信用封筒は不要ですが、下記の(※)をご確認ください。

また、マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書(発行を希望された方のみ)は、失効しますので、転入先の市区町村で改めて発行手続きをお願いします。(利用者証明用電子証明書は、失効しません。)

※転出日から14日を経過した日以降に届出を受付した場合、カードを利用した特例転出はできません。

※転入(予定)日から30日以内に転入届を行わない場合、マイナンバーカードが使用できず、「転出証明書(に準ずる証明書)」の交付を受けなければならないことがあります。

※転入届の際にマイナンバーカードの提示ができない方については、転入届出日から90日以内にマイナンバーカード継続利用処理を行うことが必要です。(マイナンバーカードの暗証番号が必要です。)

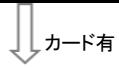
※カードの状況等により、マイナンバーカードの他に本人確認書類が必要となる場合があります。

(あて先) 千葉市 区長

郵送による転出届
Notification on Change of
Address

※太枠の中を記入してください。

届出日 (Today)	令和 年 月 日 (Y) (M) (D)	異動日 (Date of move)	平成 令和 年 月 日 (Date of move)	※異動日は引越した日又はその予定日です。			
これからの住所 から の	New Address (Altered to)				これからの世帯主氏名 Name of head of household (Altered to)		
	いままでの住所 千葉市 区 (マンション・アパート名等)				いままでの世帯主氏名 Name of head of household (Before move)		
転出される方全員の氏名					性別 sex	生年月日 (Date of birth)	マイナンバーカード
フリガナ (氏名) ※外国籍の方は英字氏名 (Name in Latin Alphabet) 1 (漢字氏名) (Name in kanji) ※外国籍の方のみ (通称) (Aliases) ※外国籍の方のみ					男 M 女 F	明・大・昭・平・令・西暦 (A.D.) ・ ・	有 無
						続柄 (Relationship) ・	
フリガナ (氏名) ※外国籍の方は英字氏名 (Name in Latin Alphabet) 2 (漢字氏名) (Name in kanji) ※外国籍の方のみ (通称) (Aliases) ※外国籍の方のみ					男 M 女 F	明・大・昭・平・令・西暦 (A.D.) ・ ・	有 無
						続柄 (Relationship) ・	
フリガナ (氏名) ※外国籍の方は英字氏名 (Name in Latin Alphabet) 3 (漢字氏名) (Name in kanji) ※外国籍の方のみ (通称) (Aliases) ※外国籍の方のみ					男 M 女 F	明・大・昭・平・令・西暦 (A.D.) ・ ・	有 無
						続柄 (Relationship) ・	
フリガナ (氏名) ※外国籍の方は英字氏名 (Name in Latin Alphabet) 4 (漢字氏名) (Name in kanji) ※外国籍の方のみ (通称) (Aliases) ※外国籍の方のみ					男 M 女 F	明・大・昭・平・令・西暦 (A.D.) ・ ・	有 無
						続柄 (Relationship) ・	



マイナンバーカード有に○をした方、又は同カードをお持ちの方と同一世帯の方で一緒に転出する方は下記にご回答ください。

転出証明書の交付を希望しますか。 (以下の該当する番号に○印をつけてください。)

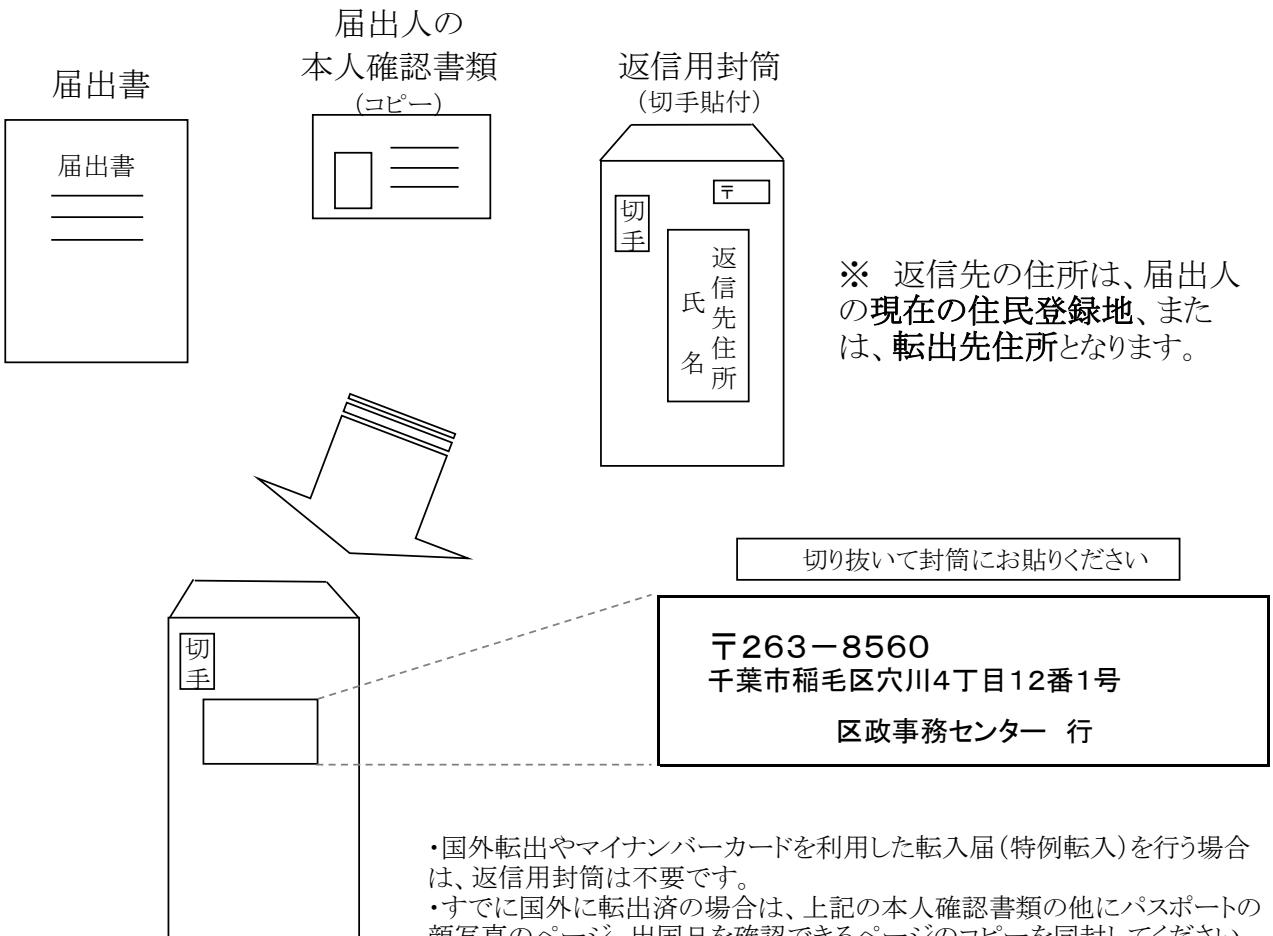
1 希望しない (マイナンバーカードを利用し転入届を行うため) (特例転出)

2 希望する (転入先市区町村にマイナンバーカードを提示することが困難なため)

※2を選択した場合は、必ず送付された転出証明書を転入先の市区町村へ持参し、転入届をしてください。

届出人	※手書きをしない場合は、記名押印してください。 氏名 (Name of applicant)		※	世帯主との続柄 (Relationship)
	電話番号 (Phone number of applicant)		-	-
	メールアドレス (E-mail address of applicant)		@	

- ・届出人は原則として、転出者本人または千葉市での同一世帯員となります。それ以外の方が届出する場合は、委任状と代理人の本人確認書類の写しを同封してください。
- ・届出人欄は**本人の場合も必ず記入してください。**
- ・平日の9:00~17:00の間に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。



●郵送による転出届に関するお問合せ先（開庁時間：9時00分から17時00分（土日祝日および12月29日～1月3日を除く））

区政事務センター	電話043-206-5011
----------	----------------

●住民異動届に関するお問合せ先（開庁時間：9時00分から17時00分（土日祝日および12月29日～1月3日を除く））

中央区市民総合窓口課	電話043-221-2109
花見川区市民総合窓口課	電話043-275-6236
稲毛区市民総合窓口課	電話043-284-6109
若葉区市民総合窓口課	電話043-233-8126
緑区市民総合窓口課	電話043-292-8109
美浜区市民総合窓口課	電話043-270-3126

・転出届とは別に国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当などの手続きが必要な場合があります。不明点については各区担当課へお問い合わせください。